

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成29年9月15日(金) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 3 坂倉^{さかくら} 行光^{ゆきみつ}・4 田村^{たむら} 明^{あきら}・5 前川^{まえかわ} 洋子^{ようこ}・8 喜多^{きた} 義幸^{よしゆき}
10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}・11 横山^{よこやま} 帛生^{はくお}・12 浅生^{あさお} 哲也^{てつや}・13 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}
19 佐野^{さの} すま子^こ・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}

以上10名

欠席委員 1 太田^{おおた} 泰弘^{やすひろ}・2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・9 石井^{いしい} 康宏^{やすひろ}・21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第9回、第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、1番太田泰弘委員、2番太田義政委員、9番石井康宏委員
21番 坂野大徹委員の4名で、出席委員は10名です。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
10番の川口邦次委員、24番 川邊千秋委員、よろしくお願ひします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第6号ま
で、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 大変失礼ですけれども、座って説明をさせていただきたいと思ひます。よろ
しくお願ひいたします。
それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてございま
す。
番号1の1件で、面積は、田で998㎡でございます。
これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約
したものでございます。
2ページ、3ページをお願ひいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてございま
す。
番号1から6で、3ページになりますが、件数は合計で6件、合計面積は2
万7,318㎡、その内訳は、田が2万4,724㎡、畑が2,549㎡でござ
います。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性があり
ますので届出人に対して指導しております。
4ページをお願ひいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい
ます。
番号1、貸駐車場用地。
番号2、宅地分譲用地。
番号3、長屋住宅用地の3件で、合計面積は3,609㎡、その内訳は、田
が1,627㎡、畑が1,982㎡でございます。
5ページ、6ページをお願いします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権
移転）でございます。
番号1、宅地分譲住宅用地。
番号2、貸駐車場用地。
番号3、社会福祉施設用地。
番号4、共同住宅用地。
番号5、進入用道路用地。
番号6、資材置場用地。
番号7、宅地分譲用地。
6ページをお願いします。

番号8、駐車場用地でございます。

以上、件数は8件で、合計面積は8,670.11㎡、この内訳は、田が6,179㎡、畑が2,491.11㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地の1件で、面積は、田で409㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地。

番号2、一般個人住宅用地の2件で、合計面積は1,455㎡、この内訳は、田が1,173㎡、畑が282㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里窪田町中之坪 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 162㎡外3筆、合計面積 652㎡。

これにつきましては、亡くなった申請者の父親が申請地を貸駐車場用地として転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里野田町南所 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 1,963㎡のうち395㎡。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号3、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町忍田村ノ内 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 26㎡外2筆、合計面積 534㎡。

これにつきましては、平成27年10月に申請地を一般個人住宅用地として転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,581㎡、このうち田が623㎡、畑が958㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9月8日に地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。
事務局の説明どおり特に問題はございません。

議 長 番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9月8日に地元推進委員と現地を確認いたしました。事務局
の説明どおり、特に問題ございません。よろしく申し上げます。

議 長 番号3番。

川口委員 10番、川口です。9月8日の日に現地を確認させていただきました。2年
前に住宅が建設されている状況で、始末書が提出されています。地元推進委員
と一緒に確認しましたところ、事務局の説明どおりで問題のないと思いますの
でよろしく。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがです
か。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いた
します。
次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所
有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移
転）でございます。

番号1、地区 大里、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人

、申請地 大里睦合町大久保_____
、台帳地目、現況地目とも
畑、面積 502㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は481.1㎡、一体利用地を含む全体面積1,011㎡の
47.6%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町高
佐里南_____
、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 152㎡外1筆、合計
面積498㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____外1名、申請地 芸濃町椋本八幡前 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 1, 195 m²外4筆、合計面積 1, 768. 57 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地と一体利用の上、申請地を分譲住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野上之郷 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 538 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農産物加工所及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所北土深 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 32 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を _____ 用地の一部とするものですが、平成11年ごろから既にこの目的で利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 美里町船山野中 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 514 m²外1筆、合計面積 1, 340 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は494. 46 m²、日影部分を避けて設置するため、設置率といたしましては転用面積の37%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口下合野 _____、台帳地目、現況地目とも田、面積 249 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車庫及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は4, 927. 57 m²、このうち田が401 m²、畑が4, 526. 57 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番。

坂倉委員

3番、坂倉です。9月8日に現地を確認しましたところ、事務局の説明どおり特に問題ありません。また、地元推進委員は当日、所用があり欠席でしたが、前日に確認していただき特に問題ないということで報告がありましたの

で、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

2番、黒田。

この案件は、私の担当する地区ですが、事務局の説明のとおりで地元推進委員も異議なしとのことでした。何ら問題はないと考えております。

番号3番。

川口委員

10番、川口です。

8日の日に地元推進委員と一緒に現地を確認いたしました。申請地は住宅地の中心部に位置することから、分譲住宅にすることによって支障はないと思われる、地元推進委員も特に問題はないということでした。

あとは事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議 長

ありがとうございます。

番号4番。

横山委員

11番、横山です。

9月1日に地元推進委員と現地確認いたしましたところ、問題なしのことですのでよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

番号5番、6番。

横山委員

続いて、11番、横山です。

9月5日に地元推進委員と現地確認いたしました。現場は問題なしということで、始末書の提出もあることから、よろしくお願いいたします。

続いて6番ですが、9月8日に守山会長、喜多部会長、事務局の方々、地元推進委員と現地の確認を行いました。適切であると判断し、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとう。

番号7番。

浅生委員

12番、浅生です。

現地確認をした結果、地元推進委員も問題なしということです。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとう。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いた

します。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

11ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 上野、借人（株）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町西千里走り下_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 373㎡外2筆、合計面積 686㎡。

これにつきましては平成28年4月15日に許可をした案件ですが、事業計画及び事業主の変更のため許可の取消願が提出されております。

以上、件数はこの1件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

この番号1番については、私の担当する地区です。地元推進委員と現場確認したところ、何ら問題ないということでした。あとは事務局の説明のとおりでございます。どうぞよろしく。

それでは、地元委員からは異議のない旨の発言がありました。

皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第3号については承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 上野、借人 _____（株）代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町西千里走り下_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 373㎡外1筆、合計面積 670㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、隣接地と一体利用の上、申請地をコンビニエンスストア用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、借人（株）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____外2名、申請地 芸濃町棕本一ツ谷_____、台帳地目、現況地目とも 田、面積 1,173㎡外10筆。合計面積 6,163㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の賃貸借権を設定し、隣接地と一体利用の上、申請地をスーパーマーケット及びテナント用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は6,833㎡、このうち田が5,771㎡、畑が1,062㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

これも私の担当する地区です。地元推進委員と現場確認したところ、何ら問題ないということでした。あとは事務局の説明のとおりですのでどうぞよろしく。

番号2番。

川口委員

10番、川口です。

9月8日の日に会長、部会長、転用事業者、地元推進委員に出席いただき現地確認を実施しましたが、特に問題はありませんでした。事務局の説明どおりで問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

13ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 椋本、借人 _____（株）代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本墓沢_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 1,190㎡。

これにつきましては、21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は440㎡、利用率といたしましては、不整形地のため、転用面積の37%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番。

川口委員

10番、川口です。

申請地はこれまでも許可され、太陽光施設として転用されている場所の隣接地です。これも9月8日の日に会長、部会長、地元推進委員、関係者に出席いただき現地確認を実施しましたが、特に問題はありませんでした。事務局の説明どおりで問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 野田柳谷 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積 349㎡。

これにつきましては、30年間の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

前川委員

5番、前川です。

9月8日の日に地元推進委員と現地確認をいたしておりまして、事務局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町清水築原 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 571㎡。

これにつきましては、津地方法務局発行の建物の全部事項証明書により、申請地には大正9年に居宅が建築されていることが確認できます。このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

淺生委員

12番、淺生です。
地元推進委員も特に問題なしということです。
よろしくをお願いします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。

次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で10万4,396.1㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1万610㎡、契約件数は46件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万618㎡、契約件数は7件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8万7,666㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,368㎡、契約件数は19件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で1万4,428㎡、畑の所有権移転で2,899㎡、契約件数は4件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で4,718㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて22万1,826.1㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で1万5,877㎡、合計契約件数は77件、合計面積は23万7,703.1㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区で9件、安濃地区で18件、芸濃地区3件で合計30件、合計面積は14万3,641.1㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で39%、面積では60.4%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

まず農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号2 外11件の_____に関する分についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この12件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達するこ

とにいたします。

以上で部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時35分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年9月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____